

主な内容
50年度の事業計画決まる……1頁
新会頭に高橋栄作氏決まる……1頁
労働条件実態調査……2頁
販売上の使命と責任……3頁
労働保険の更新と手続き……4頁

商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市中央本町4番12号
〒320 電話 33-6231代
編集兼 金子浩蔵
発行人
発行所 三共印刷機

中小企業振興策を強化

50年度事業計画決まる

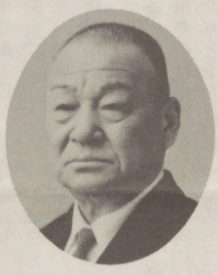
基本方針

昭和四十八年からの経済需要抑制策により物価は本年に入り漸く鎮静化しつつあるも反面、昭和四十九年度の経済は着てない不況の度を深め戦後初の實質マイナス成長の年となりました。
昨年十二月二日閣内閣が誕生し、経済の運営は、まづもって物価安定を優先し、国際協調のもとに安定かつ、控え目な経済成長を図り、高福祉高負担経済政策への転換を表明しました。

重点目標

地域開発の推進
ア 日商提唱によるクリンジャパン運動の普及と推進
イ 商業近代化地域計画実現のための推進
ウ 瑞穂野工業団地と清原工業団地の市内中小工場移転の推進
エ 国鉄宇都宮駅周辺商店街造成への協力
オ 輸送力の増強と道路交通網の整備建設への推進
カ 公共自動車駐車場の建設及び商店街等の共同駐車場建設の促進
キ 観光資源の開発整備の推進
ク 宇都宮大学に法経学部の設置

新会頭に高橋栄作氏



宇都宮商工会議所は三月二十六日、通常議員総会を開き、さる二月十七日夜急逝された故保坂正七会頭の後任会頭に高橋栄作副会頭(七七)を選出した。
総会は、新年度予算、事業計画を決めたあと、後任会頭を選出する委員会(荒牧春三委員長)を

50年度予算書総括表

Table with 3 columns: 区分, 本年度予算額, 前年度予算額. Rows include 一般会計, 中小企業相談所特別会計, 諸積立金特別会計, 駐車場, 共済制度, 市営駐車場, 労働保険, 祭り催物開催費, 法定台帳, 計.

並びに夜間部併設運動の推進
中小企業振興策の強化推進
ア 中小企業の体質改善のための近代化、合理化、専門化、共同化、協業化等の諸施策の推進
イ 労働力確保対策
ウ 中小企業金融の強化と融資あつせんの充実
エ 技術の向上、改善等諸施策の推進
オ 中小企業に対する相談指導の充実強化と、経営者、経営管理者の研修及び従業員の教育訓練
カ 経済変動に対する諸情報の提供と対策の推進
キ 商工会議所基盤の強化
ク 会員増強による財政基盤の確立

確定申告を間違えたとき

確定申告書提出した後で、計算間違いなどのために、確定申告書の記載内容が間違っていたことに気づいた人は、それを訂正することができ、うっかりして訂正する人は、すぐに確定申告をする必要はありません。

事業計画

● 商店従業員講習会の開催
● 小売店広告講習会と同コンテスツの診断指導、その他の商業技術講習会の開催
● 消費者の声を聞く会の開催
● 小規模企業振興委員による中小企業相談所事業の浸透強化
● 瑞穂野、清原工業団地への工場移転の推進と企業診断への協力

東洋風のビーフステーキ
ステーキ 琥珀
TEL 33-4129
駐車場も用意してございます
宇都宮市南大通り2-1-4 洗橋東、福田ビル1階
宇都宮支店 電話(33)8191代





昭和50年度  
(50.4.1現在)

# 金融のしおり

宇都宮商工会議所  
宇都宮市中央本町4番12号 ☎33-6231(代表)

## ① 保証人・担保なしのマルケイ貸付

○国の特別貸付です  
○申込は、全国の会議所(又は商工会)に限られています

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	そ の 他
⑧ 経営改善貸付	1年以上当会議所の地区内で事業を営み、当所の経営指導を半年以上うけている個人法人で、当所会頭の推せんを受けた、従業員5人以下(商業・サービス業は2人以下)の小企業者(事業主、家族、臨時、役員は除かれます)	運転資金	100万円以内	2年以内	年7.2%	○運転・設備を同時に使うときは、合計で200万円が最高です ○一度借りて残があっても、限度額との差額までは結構です ○環境関係の設備は、別扱いになります ○保証協会の保証もつきません ○下らん③の⑧の詳細です
		設備資金	200万円以内	3年以内		

## ② 市の融資制度

(申込先は、当所又は市の融資振興会へ)

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	保 証 人	担 保 利 率	取 扱 金 融 機 関
⑧ 設備資金	業者市内で一年以上現在組合など	○機械設備を市内に設置するとき ○店舗、作業場など事業に使用する建物や、これに附帯する施設を市内に新増・改築(設)するとき ○従業員のための宿舍、食堂などを、市内に新増・改築するとき	年間800万円まで (組合は3,200万円まで)	300万円まで5年以内 300万円をこえるもの7年以内 (6ヵ月据置後月賦返済)	1名 ○法人は他に代表者の個人保証 ○組合は他に理事の個人保証	不要 (保証協会の保証付のため)	各取扱金融機関の定める金利 市内にある各種金融機関の本・支店
⑨ 公害防止施設資金	同上	公害防止に必要な施設を市内に設置するとき	年間800万円まで	7年以内 (同 上)	1名 同 上	同 上	同 上
⑩ 工場立地資金	同上	市が工場適地と認めた地区に工場を移転するとき	現在は該当地区がないので未定	7年以内 (同 上)	1名 同 上	同 上	同 上
⑪ 運 転 資 金	同上	原材料、商品仕入の他、買掛金、手形、人件費の支払などのとき	1回300万円まで	3年以内 (6ヵ月据置後月賦返済)	1名 同 上	同 上	同 上
⑫ 季節経営安定資金	同上		1企業300万円まで	夏 期 6月1日~10月31日 年未年始 11月1日~5月31日	1名 同 上	同 上	同 上

## ③ 国金(国民金融公庫)の融資制度

(申込先は、当所又は国金へ)  
4頁⑧の2の詳細です

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率、条件、その他
⑬ 普通貸付	一般の中小企業(個人、法人)	運転資金 設備資金	1,000万円以内	5年以内 7年以内	下記⑭~⑯までと同じ
⑭ 経営改善貸付	上記①保証人・担保なしのマルケイ貸付と同じ				
⑮ 食 品 貸 付	・食料品小売業 青果、魚介類、米穀、酒類、乳類 ・食料品製造小売業 パン、めん類、とうふ、水産練製品、漬物、そうざい、菓子、乳酸菌飲料 ・総合食料品小売業	店舗、機械などの設備資金 共同購入運転資金	1,800万円以内	10年以内	○利用できるかたは原則として資本金1,000万円以下、または従業員100人以下の方です(ただし商業サービス業は50人以下) ○利率は年9.4%ですが、設備により8.9、7.9、7.3%のご融資もあります
⑯ 流 通 貸 付	・卸売業及び小売業 ・ボランティア・チェーン本部	セルフサービス店・集配センターなどの設備資金、及びショッピングセンターなどへの入居資金、ボランティア・チェーン本部の共同仕入資金	1,500万円以内	10年以内	○返済は割賦払又は一時払いです ○保証人は1名以上必要です ○担保は500万円以上は原則として微しませんが、担保によっては保証人を必要としないことがあります
⑰ 安 全 貸 付	産業安全衛生施設を必要とする中小企業、家内労働者及び家内労働者に直接仕事を委託する委託者、液化ガス類の製造または販売業、消火警報または避難設備を必要とする中小企業	安全衛生施設 保安施設 防災施設 などの設備資金	1,800万円以内	10年以内	
⑱ 公 害 防 止 貸 付	・汚水、騒音などの産業公害を防止する施設を必要とする中小企業 ・公害規制区域から工場を移転しようとする中小企業	公害防止施設などの設備資金、公害防止事業費の事業者負担金、工場移転に伴って必要となる設備資金	1,800万円以内	10年以内	
⑲ 事 業 転 換 貸 付	事業の転換を行なおうとする輸出関連中小企業、及び公害を発生している中小企業	事業を転換するために必要とする設備資金	1,500万円以内	10年以内	
⑳ 市 街 地 貸 付	一般の中小企業(個人、法人)	市街地整備などの公共事業の施行に伴い必要となる設備資金	1,500万円以内	10年以内	
㉑ 省 力 化 貸 付	製 造 業	省力化に役立つ機械設備	1,500万円以内	10年以内	
㉒ 過 密 公 害 移 転 貸 付	・公害を防止のため特定地域へ工場を移転する方 ・法に定める過密地域から適正地域へ工場を移転する方	土地・建物・機械	1,500万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年8.4%
㉓ 恩 給 担 保 貸 付	恩給・扶助料などの受給者	事業資金のほか結婚資金、学費、住宅資金など消費資金でも結構です	70万円以内 ただし、手取額の3年分以内	4年以内	○返済は給付金を充当します ○保証人は1名以上必要です ○利率は年6.0%です
㉔ 国 債 担 保 貸 付	国債の記名者	事業資金	給付金及び農地国債10万円以内 引揚者国債15万円以内	国債最終償還日までの期間内	
㉕ 環 衛 貸 付	飲食業、喫茶店、食肉食鳥肉販売業、水雪販売業、理容業、美容業、興行業、旅館業、浴場業、クリーニング業	店舗、機械などの設備資金	1,800万円以内 (ただし、特別の場合は1,800万円をこえることができます)	10年以内	○利率、返済、保証人、担保については普通貸付、食品貸付等の欄をご参照下さい
(環境) 環 衛 改 善 貸 付	(受託貸付) 環境衛生関係業者であって、環境衛生同業組合理事長等の推薦を受けた小企業	設 備 資 金	200万円以内	3年以内	○利率は年7.2%です ○保証人、担保は不要です
㉖ 従 業 員 独 立 開 業 資 金 貸 付	(50年度新設予定) 中小商店、サービス業の従業員が独立するとき(但し、正式決定がおこなわれているため、この各人はあくまで予定です)	運 転 資 金 設 備 資 金	1,300万円以内	5年以内 (6ヵ月据置) 7年以内 (2年据置)	○利率、返済、保証人、担保等については普通貸付に準ずる予定です

④ 国の融資制度

Table of national financing programs including 工場等集団化資金, 店舗集団化資金, 工場共同化資金, 商店街近代化資金, 小売商業店舗共同化資金, 計算事務共同化資金, 小売商業連鎖化資金, and 共同施設資金. Columns include name, conditions, target, purpose, amount, term, interest, and application details.

Table of prefectural financing programs including 企業合同資金, 共同公害防止資金, and 設備近代化資金. Columns include name, conditions, target, purpose, amount, term, interest, and application details.

⑤ 県の融資制度

(利率の( )書きは、信用保証付の場合の貸出利率、以下同じ)

Table of prefectural financing programs including 中小企業振興資金, 小規模事業無担保資金, 中小商工業合理化安定資金, 中小企業設備整備資金, 小規模企業共済還元融資, 中小企業振興特別補完融資, 季節中小企業振興資金, 中小企業不況対策緊急資金, and 中小企業労働福祉施設資金. Columns include name, conditions, target, purpose, amount, term, interest, and application details.

名称	資格	用途	限度額	期間	利率	取扱金融機関	申込先	主管課
産業廃棄物処理施設整備資金	中小企業者で知事が産業廃棄物処理施設の設置を必要と認めたもの	産業廃棄物処理施設設備一般	設備費の75%以内で50万円以上500万円以内(ただし特認制度75%以下で1,000万円以内)	7年以内(据置1年、6年月賦元金均等償還)	年 4.5%以内	銀行 信用 組合 農工 中金	公害一課	公害一課

(注) 他に、地場産業向の「特定産業振興資金」(益子焼、繊維、木材、建具)があります

### ⑥ 事業団の還元融資

名称	資格	用途	限度額	期間	利率	取扱金融機関	申込先	主管課
中小企業退職金共済事業団還元融資	退職金共済事業団と退職共済を契約締結している中小企業者又はその団体	新築、増改築資金(土地購入資金を含む)保健衛生、給食、体育、その他の福祉等の各施設	所要経費の70%までで2,000万円(共同5,000万円)	10年以内	年 8.2%	足利銀行 信用 組合 農工 中金	取扱金融機関	労政課
雇用促進融資資金(雇用促進事業団)	一定数以上の常用労働者を公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主、及び事業主の団体	1.労働者住宅資金 2.福祉施設資金 3.事業内訓練施設 4.身体障害者作業施設 5.他	貸付率は経費の70%(その他190%、(中小企業)基準単価の範囲内、住宅以外は100万円以上3,000万円)	施設の構造別により 中小企業 8.0% その他 8.5% 18年~30年	年 8.0% その他 8.5%	足利銀行 信用 組合 農工 中金	公共職業安定所及び取扱金融機関	雇用保険課

### ⑦ 住金(住宅金融公庫)の融資制度

(個人住宅関係を除く)

名称	資格	条件	限度額	期間	利率	取扱金融機関	申込先	主管課
住宅つき店舗事務所等の建築資金	防火地域、準防火地域内の商業地域及び上記以外の地域で、重点地域に認められる地域への建築	延べ面積が1,000平方メートル(約300坪)以上でおおむね2分の1以上が住宅である店舗および事務所。なお数人の共同建築でもよい	貸付対象面積×標準建築費×75%以内	元利均等 非住宅 10年以内 住宅 20年	住宅は年7.75% 店舗等は年8.5%	住宅金融公庫の指定金融機関	住宅課	住宅課
産業労働者住宅建設資金	従業員5人以上の事業所で、その従業員を収容するもの	甲、土地75% 建物75%以内 乙、建物50%以内	建築費の75%以内	耐火35年以内簡易耐火25年以内 その他18年以内	甲、年7.5% 乙、年8.0%	足利銀行 信用 組合 農工 中金	住宅課	住宅課

### ⑧ 政府系の融資制度

区分	1. 中小企業金融公庫	2. 国民金融公庫	3. 商工組合中央金庫
融資対象	資本金1億円(小売業サービス業は1,000万円、卸売業は3,000万円)以下、又は従業員300人(小売業、サービス業は50人、卸売業は100人)以下の法人個人、協同組合等で公庫の定める事業を営むもの	適切な事業計画のもとに独立して事業を営み、又は営もうとするもので、銀行その他の一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難であるもの	商工中に出資している中小企業等協同組合等各種中小企業者によって組織されている組合及びその組合員
業務の特質	中小企業者に対する設備及び長期運転資金の貸付を行う比較的中企業を対象とする(直接貸付)	国民経済の維持発展に必要な中小企業者の小口長期事業資金の貸付を行う比較的小企業を対象とする(直接貸付)	中小企業等協同組合環境衛生同業組合とその組合員に、運転資金(長期、短期)設備資金の貸付を行う(組合金融)
貸出限度	個人法人10,000万円(代理貸付2,000万円)特定業種10,000万円に上のせされる。	一般1,000万円 生鮮食料品等小売業近代化資金、安全公害資金各1,800万円	組合員 8億円 組合員 8,000万円
貸出期間	原則として 運転資金 5年以内 設備資金 5年~10年以内	運転5年、設備7年以内、生鮮食料品等小売業近代化資金、安全公害資金等にあつては10年以内	短期 1年以内 長期 12年以内
貸出利率	一般 年 9.4% 特別 " 8.9%以下	一般 年 9.4% 生鮮食料品 " 8.9% 指定設備 " 7.9% 安全公害 " 7.3%	組合員 1年未満 9.75% 組合員 5年以上 10.2% 組合員 9.625% (保証協会付 0.2%引) 9.9%
担保	徴する	500万円以上は原則として担保を徴する(以上細部は、1頁の③をご覧ください)	原則として、徴する

### ⑨ 保証協会の保証制度

栃木県信用保証協会

協会の目的	資格	保証額	期間	保証料	申込先
中小企業者のみなさんが金融機関から融資を受ける場合に、みなさんの保証人となることにより融資が容易に受けられることを目的として設立された信用補完のための公共機関です	県内に店舗、工場営業所があり、引続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等	個人 5,500万円 法人 5,500万円 組合 10,500万円 普通保証 5,000万円 無担保保証 500万円 普通保証 10,000万円 無担保保証 500万円	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	一般資金 30万円以下 年率 0.62% 50万円以下 " 0.73% 50万円超 " 1.08% 公害保険に該当するもの 30万円以下 " 0.54% 50万円以下 " 0.69% 50万円超 " 1.08% 手形割引根保証 " 1.08% 設備近代化資金 " 1.08% 歳末資金 30万円以下 " 0.62% 50万円以下 " 0.70% 夏季 50万円超 " 1.00%	金融機関を通じて保証協会へ

### ⑩ 設備貸与公社の貸与制度

栃木県中小企業設備貸与公社

対象企業	県内で1年以上の事業実績を有し、従業員20人以下(小売業は5人以下)の企業であつて、国の指定する業種に該当するもの
対象設備	県内の自社工場又は事務所に設置する設備であり、51年3月31日までに設置完了できるものであつて、国で指定する設備
貸与額の限度	1企業当たり20万円以上800万円以下
貸与の方法	買取予約付き貸借契約書による割賦販売
貸与期間	原則として4年半(公害防止施設は11年半)
貸与損料	年利率5%(半年毎の前払)
保証金	貸与設備価額の10%を設備設置前に納入する
申込場所	市町村の商工担当課
問い合わせ先	宇都宮市本町12番10号 ☎ 21-5248・23-2261